

身体拘束等の適正化のための指針

身体拘束等の適正化のための指針

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束の弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。また、事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

1.身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体拘束等の適正化（虐待防止を含む）のための職員教育を行います。

- (1)研修会(年 1 回)の実施
- (2)新任者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施(外部研修会等への参加、報告など)

2.身体拘束等発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従います。

(1)委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、速やかに委員会を開催する。

なお、委員会は、虐待防止委員会に準じる。

- 1.切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- 2.非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- 3.一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価・確認し、今後の取り組みについて検討し、その結果を職員に周知する。

(2)利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間および今後の改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、必要に応じて、市町村の障がい者虐待防止センター等へ相談を行う。

(3)記録

身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由などを記録し、職員全体で共有する。なお、拘束の必要性や方法等については、虐待防止（身体拘束等の適正化を含む）委員会において逐次検討する。身体拘束等検討・実施に係る記録は5年間保存する。

3.身体拘束等の適正化に向けた各職種の責務及び役割

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

4.その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくために、サービス提供に関わる職員全体で以下の点において共通認識をもって取り組みます。

- ・他の利用者への影響を考慮して、安易に身体拘束等を実施していないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等が必要と判断しているか(別の対策や手段はないのか)

5.指針の閲覧について

当施設の身体拘束等の適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに公表します。

附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。